

静岡市立こども園における 医療的ケア児の受け入れガイドライン について

静岡市立こども園運営課 大石・花田

目的:静岡市立こども園で、医療的ケア児を円滑な受入れ、安全・安心なこども園受入を推進するため。

- ・医療的ケア児の保護者の申し込みを円滑とする。
- ・受入のための手順と各課との連携について、役割を明確にする。
- ・受入後の生活について、保護者が安心してこどもを預けられるよう準備する。

ガイドライン(案):
申込時のスキームを重点的に記載

本協議会でご意見を伺いたい部分:
ガイドライン(案)の項目に過不足ないか

園候補者として内定します。その後、最終的に入園が決定した方には通知を郵送します。

⑦ 決定通知後の面談

「主治医意見書及び「主治医指示書（主治医が作成する書類で、看護師が実施する医療的ケアの具体的内容を指示する書類）をもとに、適切な医療的ケアが実施できるよう、教育・保育を行う上での注意事項等の確認・協議のため、こども園で保護者との面談を実施します。

5 医療的ケア実施体制

1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

こども園は、「医療的ケアに関する主治医意見書」の内容を確認し、主治医等の指導及び助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、こども園長、担当保育教諭、看護師等の職員で共有します。

また、こども園における医療的ケアの実施に当たって、市は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。

2) 関係者の役割

こどもがこども園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育を受け快適に過ごせるように、こども園園長、保育教諭、看護師、医療的ケア児等コーディネーター、主治医等が連携していきます。

- ・こども園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメントを行います。

- ・保育教諭は、保護者や医療的ケアを実施する看護師と連携し、こどもの集団保育を行います。こども園における生活状況を保護者に報告します。

- ・医療的ケアを行う看護師は、必要に応じて保育教諭と連携し、医療的ケアの実施や支援を行います。

- ・園医は、こどもの定期健康診断を行います。また、必要に応じて職員の相談に対して助言等を行います。

3) 医療的ケアの物品管理

こども園は、医療的ケア実施場所について、こどもが安全で安心して受けられるよう調整を行います。

また、物品や備品について、登園時に受け取り、衛生的に保管・管理をします。

4) 文書管理

医療的ケア児の保育及び医療的ケア実施に関する文書は、医療的ケアを実施するこども園とこども園運営課で必要期間保管します。

① 希望するこども園に連絡

保護者は、入園を希望するこども園に連絡してください。

面接の日程調整を行います。

② 希望するこども園での書類のお渡し、説明（随時）

こども園運営課職員が必要書類を保護者にお渡しします。合わせて医療的ケア児の受入れに関する説明、医療的ケアの現状を確認します。

* 必要書類

・ 入園申込に関する書類

1号児…静岡市立こども園入園許可申請書、教育・保育給付認定申請書（1号用）

個人番号（マイナンバー）申告書

2・3号児…教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、児童世帯状況調査票、

個人番号（マイナンバー）申告書、「保育を必要とする事由」を証明する書類（保護者の勤務先から証明をいただく場合があります。早めのご準備をお願いします。）

・ 医療的ケア事業利用申込書

・ 医療的ケアに関する主治医の意見書（受診料や文書料等は申込者でご負担いただきます。）

・ 家庭での生活記録「家庭での様子」

・ 保育児童票

③ 希望するこども園に申込み

④ 希望するこども園で体験保育、面接を実施

入園を希望するこども園で体験保育を実施します。実施日数はこども園と相談してください。なお、体験保育中の医療的ケアは保護者の方に実施していただきます。

⑤ 入園の決定について

・ 集団保育の可否を判定します。毎年10～11月頃に判定会を行います。

・ 入園面接には入園を希望される医療的ケア児と保護者の参加をお願いします。

・ 判定会で、主治医意見書、体験保育の結果等を参考にしながら、集団保育が可能であるか判定します。

⑥ 入園決定等について

・ 集団保育が可能と判断されたお子さんについて、看護師が確保できる場合、次のように通知します。

○ 1号児の場合

定員を超過した場合を除き、入園決定の通知を郵送します。

○ 2・3号児の場合

市の各福祉事務所において、各園の受入れ可能人数を確認し、そのこども園を希望している人のうち「静岡市保育利用調整基準」に照らして指数（優先度）が高い人から入

6 リスクマネジメント

1) 緊急時の対応

- ・ こども園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医、園医の協力のもとに保育を実施します。緊急時はどのようにするのか、保護者と情報を共有しておきます。

- ・ 体調の急変等の緊急時は速やかにこども園長の指示のもと、主治医医療機関及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車で医療機関に搬送します。

- ・ 保護者は、こどもの体調が悪化した場合、こども園が保育の継続が困難と判断した場合、こども園からの連絡によりこどもの引き取りをします。救急車等での搬送時には病院に直行します。

2) 感染対策

- ・ こども園は感染予防対策として、手洗い、消毒等を行い、こどもへの感染を未然に防ぐよう行動します。

- ・ 感染症が流行した際には、速やかに保護者と情報を共有します。

- ・ 医療的ケアを実施する看護師は、こどもの日々の健康状態を把握し、保育教諭と情報を共有し、異常の早期発見や予防に努めます。

3) 災害時の対応

- ・ 万が一保護者等がお迎えに来られないことがある可能性を想定し、医療的ケアに必要な物品を1日分こども園に持参し、保管してください。医療的ケアに応じて、薬や栄養剤等も同様に保管してください。

- ・ 災害時の医療的ケアは、基本的に保護者がお迎えに来る想定でいますが、すぐにお迎えに来られない場合には、保護者、こども園、こども園運営課間で相談の上こども園運営課の看護師が医療的ケアを行います。





静岡市立こども園における

医療的ケア児の受け入れ ガイドライン (案)

令和7年 月 日

静岡市こども未来局こども園運営課



はじめに

近年、周産期医療や新生児医療の進歩により、人工呼吸器や酸素吸入、経管栄養、導尿などの医療的ケアを日常的に必要とするケースが増えています。

そのため、医療的ケア児及びその家族が心身の発達や状況等に応じて適切な支援が受けられるようにすることが課題となっています。

令和3年9月に、「医療的ケア及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨としておこなわなければならない」と明記されています。

また、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

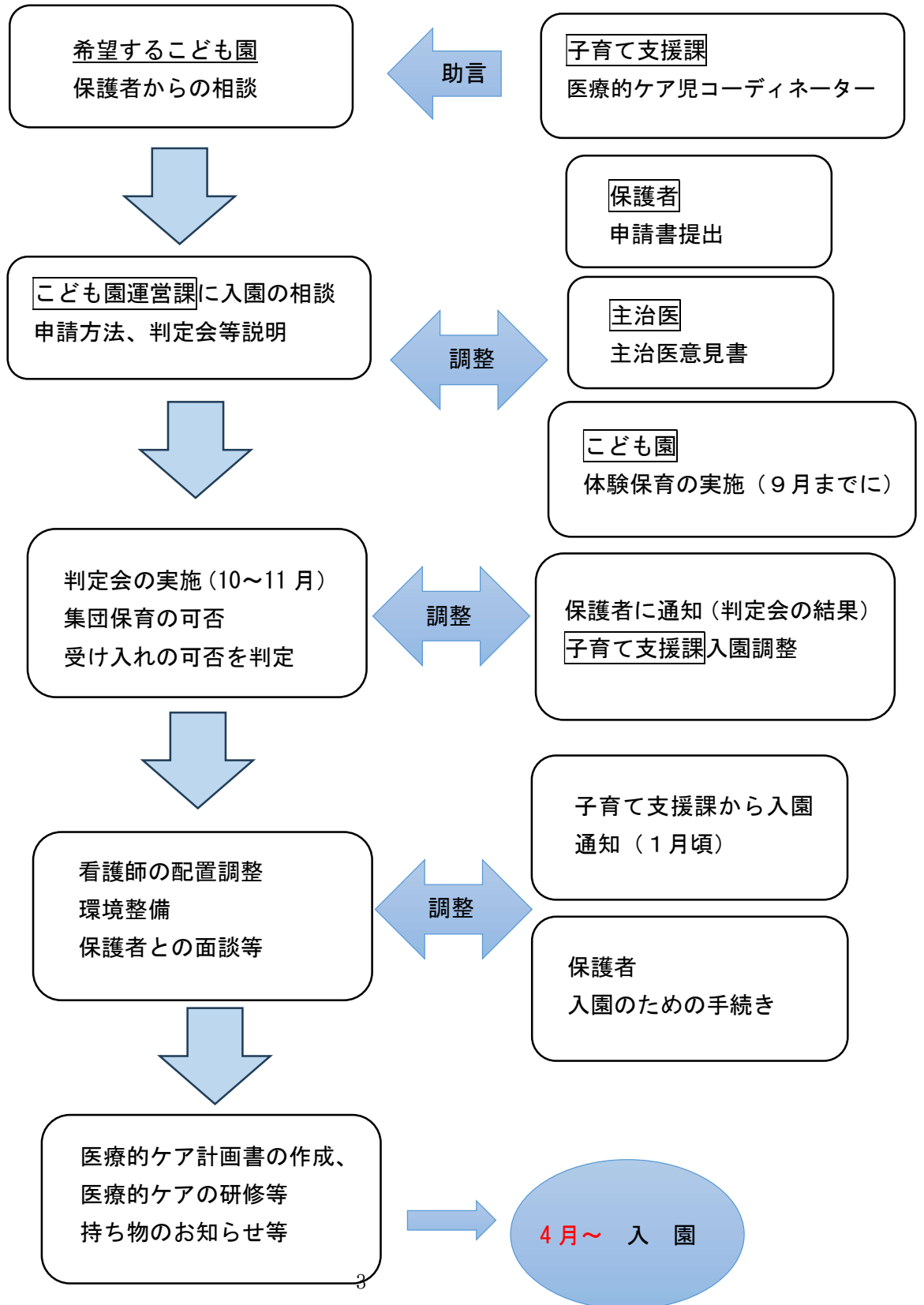
静岡市では、令和3年より医療的ケア児を市立こども園で受入れをしており、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れ、安全・安心なこども園利用を推進するため、ガイドラインを策定しました。

令和7年4月

こども未来局こども園運営課

3 医療的ケア児の受入れまでの流れ

1) 保育利用までの流れ



- ・酸素吸入
- ・その他

◎児童の年齢

集団保育・生活が可能（主治医意見書等で判断）な全ての年齢の児童

◎医療的ケアが可能な時間帯

原則 9 時から 16 時までの範囲内とする。

（２）医療的ケアの提供者

市立こども園における医療的ケアは看護師が実施します。看護師は主治医・園医・保護者との連携の中で当該児童の健康状態を適切に把握し、その情報を園内の関係者に周知する役割も担います。また、安全かつ適正な実施に向けて、ケアに必要な手順書を作成します。

２ 園長と保護者、主治医、園医等との連携

医療的ケア児受入れに関する窓口は、こども未来局こども園運営課が所管する。医療的ケア児の受入れにかかる関係機関とその役割は以下の通りである。

関係機関	役割
保護者	医療的ケアの情報提供や保護者の希望、普段の生活の様子
主治医	医療的ケア児受入れに関する意見、医療的ケアの指示・指導 医療的ケアの変更や緊急時の対応指示
園医	健康診断、平時における支援
医療的ケア判定会医師	年 1 回 判定会において受入れの可否についての意見や指示
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児がこども園で医療的ケアを受けられるよう調整
こども園	医療的ケア児に対する保育提供、保育等記録の保管 事故やケガなどの対応
子育て支援課	入園に関する手続き、保護者からの相談対応
こども園運営課	全体的な窓口、医療的ケア申請受付、利用調整、保護者からの相談対応、ケア環境の整備、医療的ケア児判定会の開催 医療的ケア看護師の配置調整

1 市立こども園における医療的ケア

医療的ケアとは

医行為（医療行為）は、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及びし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」を指します。医行為には、医師が常に自ら行わなければならないほど高度に危険な行為（絶対的医行為）と、看護師等、他の医療従事者の能力を考慮した医師の指示に基づいてゆだねられる行為（相対的医行為）があり、相対的医行為は、保健師助産師看護師法の第5条【看護師の定義】における診療の補助にあたります。

医療的ケアとは、法律上に定義されている概念ではありませんが、一般的に在宅等で日常的に実施されている、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿等の医行為を指します。

医師免許や看護師免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思を持って行うことはできませんが、平成23年度の制度改正により、看護師等の免許を持たない者（介護福祉士、介護職員）も医行為のうち、痰の吸引等の5つの特定行為（※）に限り、研修を終了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなりました。

※5つの特定行為とは次のとおりです。

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

医療的ケアは、一般的に在宅等で日常的に実施されている相対的医行為であり、日常生活に必要な医療的な生活援助行為です。

園において実施される医療的ケアについては、医師の指示に基づいて施設に配置された看護師が実施することとし、安全確保のためには保育教諭等の職員も保育中の児童の見守りや医行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていくことが必要になります。

2 市立こども園における医療的ケアの実施

（1）医療的ケアの種類や対象年齢等

市立こども園で実施する医療的ケアの種類や実施する時間等は以下の内容とします。

◎医療的ケアの種類は以下に限定

- ・経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- ・喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ・導尿

目次

- 1 こども園における医療的ケア
- 2 医療的ケア実施関係者の役割
- 3 園長と保護者、主治医、園医等との連携
- 4 利用申込み
- 5 医療的ケア実施体制
- 6 リスクマネジメント